

23 国際第 672 号

関税割当公表第 66 号の 2

平成23年度下期の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、麦芽（いつてあるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成23年10月3日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 麦芽
- 2 割当数量 238,900トン
- 3 通関期限 平成24年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、平成23年度下期の麦芽の関税割当てについて（平成23年9月12日付け23国際第559号関税割当公表第66号）による。